

北中城村

第7期 障がい福祉計画

第3期 障がい児福祉計画

**障がい者の社会参加 地域と共に歩む
きたなかぐすく**

令和6年3月
北 中 城 村



北中城村ゆるキャラ
北（きた）のペーちゃん

北中城村 第7期 障がい福祉計画・第3期 障がい児福祉計画

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨と背景	1
2. 障がい者総合計画と障がい福祉計画・障がい児福祉計画の関係	2
3. 計画の位置付け・期間	3
4. 計画策定体制	3

第2章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

1. 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の概要	4
(1) 障害者総合支援法・児童福祉法の改正	4
(2) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の体系	5
(3) 児童福祉法に基づく児童通所支援等の体系	8
2. 目標値の設定	10
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	10
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	10
(3) 地域生活拠点等が有する機能の充実	11
(4) 強度行動障害者への支援体制の整備	12
(5) 福祉施設から一般就労への移行等	12
(6) 障がい児支援の提供体制の整備等	14
(7) 相談支援体制の充実・強化等	16
(8) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組	17
(9) 発達障がい者等に対する支援	18
3. 障害福祉サービス	19
(1) 障害福祉サービスの見込み量	19
(2) 個別の障害福祉サービスについて	20
(3) サービス見込みの量確保のための方策	25
4. 障害児通所給付費等	26
(1) 障害児通所給付費等の見込み量	26
(2) 個別の障害児通所給付費等について	26
(3) 障がい児の子ども・子育て支援等の提供体制の見込み	28
(4) サービス見込み量確保のための方策	29

5. 地域生活支援事業	30
(1) 地域生活支援事業の見込み量	30
(2) 個別の地域生活支援事業について	31
(3) 地域生活支援促進事業の見込み量	35
(4) サービス見込み量確保のための方策	36

第3章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制	38
(1) 庁内体制	38
(2) 関係機関や地域との連携体制	38
2. 人材の確保・質の向上	39
3. 計画の進行管理	39
(1) 地域自立支援協議会の活用	39
(2) 計画やサービスの広報・普及啓発	39

○北中城村 地域自立支援協議会委員名簿	40
---------------------	----

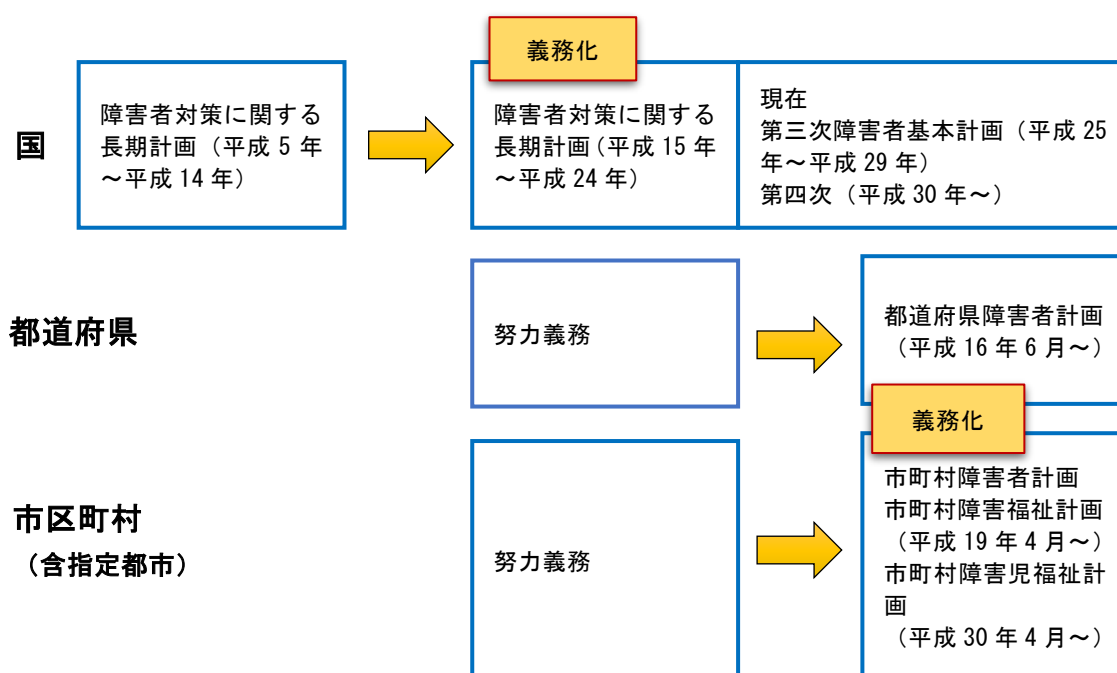
第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨と背景

国は、障がい者の自立及び社会参加の支援のための施策展開の基本となる障害者基本法（昭和45年5月）を施行しました。その後、平成16年6月の改正では「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」ことが追記されました。

さらに「障害者計画」の策定を都道府県及び市区町村において策定することが義務づけられ、北中城村においても障がい者施策を計画的、総合的に推進するため、福祉、保健、医療、教育、就労、まちづくり等の各分野の連携を強化し総合的な自立支援の構築を目指して、平成19年3月に第1次北中城村障害者計画を策定しました。同時に、平成18年4月に施行された「障害者自立支援法（障害者基本法の理念に基づき、障害種別ごとに縦割りにされていた障害者福祉制度を全面的に見直し、自立支援の観点から一元的なサービス提供システムを規定した法律）」によって、第1期障害福祉計画も策定しました。なお、障害者自立支援法は、平成25年4月から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（通称：障害者総合支援法）となりました。

また、平成30年4月の児童福祉法改正によって、18歳未満の障がい児に対しての福祉サービスの在り方を定めた第1期障害児福祉計画の策定が義務付けられました。なお、障害福祉計画と障害児福祉計画は、一体的に策定することも可能とされています。



2. 障がい者総合計画と障がい福祉計画・障がい児福祉計画の関係

障がい者総合計画は、障害者基本法第 11 条に基づく「市町村障害者計画」に相当する計画で、障がい者の日常生活及び社会生活全体に係る支援策を掲げ、総合的に障がい者の地域生活支援を図るものです。

障がい福祉計画は、障害者総合支援法第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」に相当する計画で、サービス提供に関する実施計画として障がい福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業の見込み量や地域移行数等の目標値を掲げるものです。

障がい児福祉計画は、児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」に相当する計画で、18 歳未満の障がい児について施策等の展開を計画することになりました。

これらの 3 つの計画は一体的に策定することが障害者総合支援法で示されています。

障がい者総合計画

○障がい者の施策に関する諸分野の基本的な事項を定める

(盛り込まれる内容)

- 啓発広報活動
- ボランティア活動
- 相談体制及び情報収集・提供
- 保険・医療・福祉サービス
- 教育・保育
- 雇用・就業
- スポーツ・レクリエーション及び文化活動
- 総合的な福祉のまちづくり
- 障がい者向け住宅の供給
- 建築物の整備
- 公園、水辺空間等オープンスペースの整備
- 移動・交通手段
- 防犯・防災対策
- 地域共生社会の推進

**令和 6 年度に延長して
見直しを行います**

障がい福祉計画・障がい児福祉計画

★今回見直し★

○各種サービスの見込み量、見込み量確保のための方策について定める

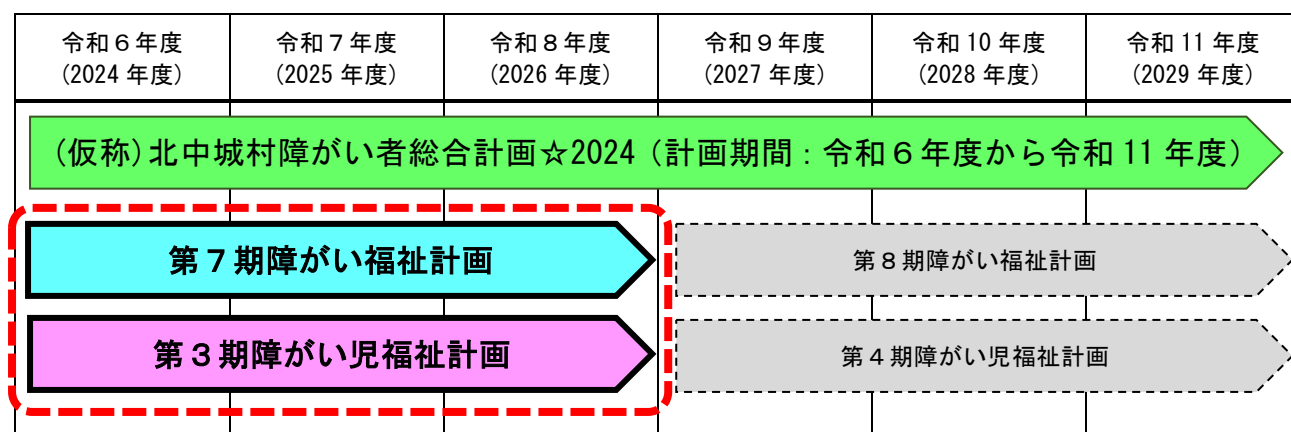
(盛り込まれる内容)

- 各年度における障がい福祉サービスの種類ごとの見込み量の設定
- 障がい福祉サービスの種類ごとの見込み量の改定
- 施設入所者や入院者（精神障がい者）の地域生活への移行推進
- 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- 総合的相談支援と権利擁護のための支援
- 上記実施のための方策

3. 計画の位置付け・期間

北中城村では、「市町村障害者計画」、「市町村障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を合わせて一体的に策定し、障がい福祉施策を実施しています。

うち、村の全体的な障がい福祉施策に関する基本的な方針については、「(仮称)北中城村障がい者総合計画☆2024」(※)で定めた内容に基づき、障がい福祉サービス・地域生活支援事業等のサービスの確保等に関する障がい者(児)福祉計画については、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画の期間と定め、今回見直しを行います。



なお、本計画は、本村における最上位計画である「北中城村第四次総合計画」との整合性を図り、本村で策定している第四次北中城村地域福祉計画や子ども・子育て支援事業計画、その他関連計画等との整合を図りながら策定しています。

(※) 市町村障害者計画に相当する範囲については、作業の遅れにより令和6年度に延長して策定作業を進めます。策定次第、改めてお知らせいたします。

4. 計画策定体制

(1) 地域自立支援協議会等の意見聴取

当事者・家族団体、保健・福祉関係者等の参画による「北中城村地域自立支援協議会」に対し、計画素案に対する意見の聴取を行いました。

第2章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

1. 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の概要

(1) 障害者総合支援法・児童福祉法の改正

平成25年4月、障害者自立支援法に代わる新たな法として、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」：通称「障害者総合支援法」が施行されました。同法では、施行後3年をめぐりとして、障害福祉サービスのあり方等について検討するということから、国の社会保障審議会障害者部会における検討結果に基づき、平成28年5月には障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律が成立しました。

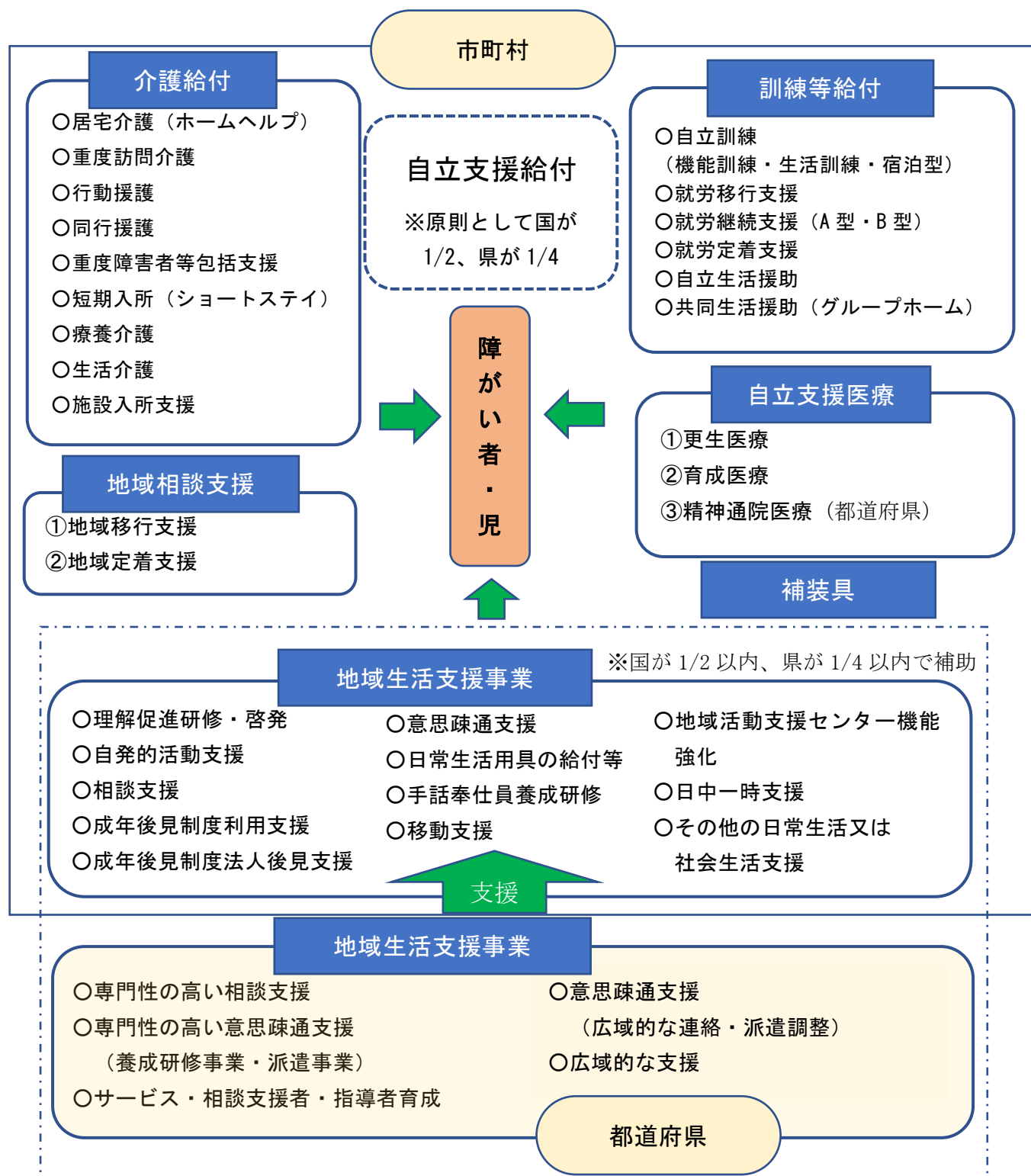
平成30年4月から施行された同改正法では、障がい者の望む地域生活を支援するための新たなサービスとして、「自立生活支援」や「就労定着支援」の新設が図られるとともに、高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直し等が行われました。加えて、障がい児支援ニーズの多様化へのきめ細かな対応を図るとして「居宅訪問型児童発達支援」の新設や「保育所等訪問支援」の支援対象の拡大が行われるとともに、障がい児のサービス提供体制の計画的な構築を図るため、市町村においても「障害児福祉計画」を策定することが義務付けられました。

令和3年4月に施行された同改正法では、猛威を振るった新型コロナウイルスなどの感染症や災害発生時においても障害福祉サービス等が継続して提供できるような体制づくりや、障がい者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行、地域生活の支援などの取り組みをはじめ、医療的ケア児への支援等障がい児支援の推進などが盛り込まれました。

村は、一連の制度改革に的確に対応し、障がい者や障がい児が自分らしく地域生活を営むことができるよう、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく福祉サービスのほか、必要となる施策の充実や環境の整備を図っていきます。

(2) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の体系

障害者総合支援法に基づき、障がい福祉計画において、障害福祉サービス、相談支援事業及び地域生活支援事業を本村の状況に応じて適切に実施します。



【指定障害福祉サービスの概要】

サービス名		サービスの内容
介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がいもしくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆、代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性が非常に高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めて施設等で、入浴、排せつ、食事の介護を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
訓練等給付	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	宿泊型自立訓練	自立訓練（生活訓練）のうち、精神障がい又は知的障がいのある人に、居室等の設備の利用とともに日常生活能力向上のための支援、生活に関する相談、助言等を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の工場のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 (A型＝雇用型) (B型＝非雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労定着支援	就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連携調整等の支援を行います。
	自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助を利用していた方等を対象として、定期的な巡回訪問や随時対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他必要な日常生活上の援助を行います。
地域相談支援	地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する 18 歳以上の方等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出の同行支援、居住確保、関係機関との調整等を行います。
	地域定着支援	居宅において単身で生活している障がい者等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

【地域生活支援事業の概要】

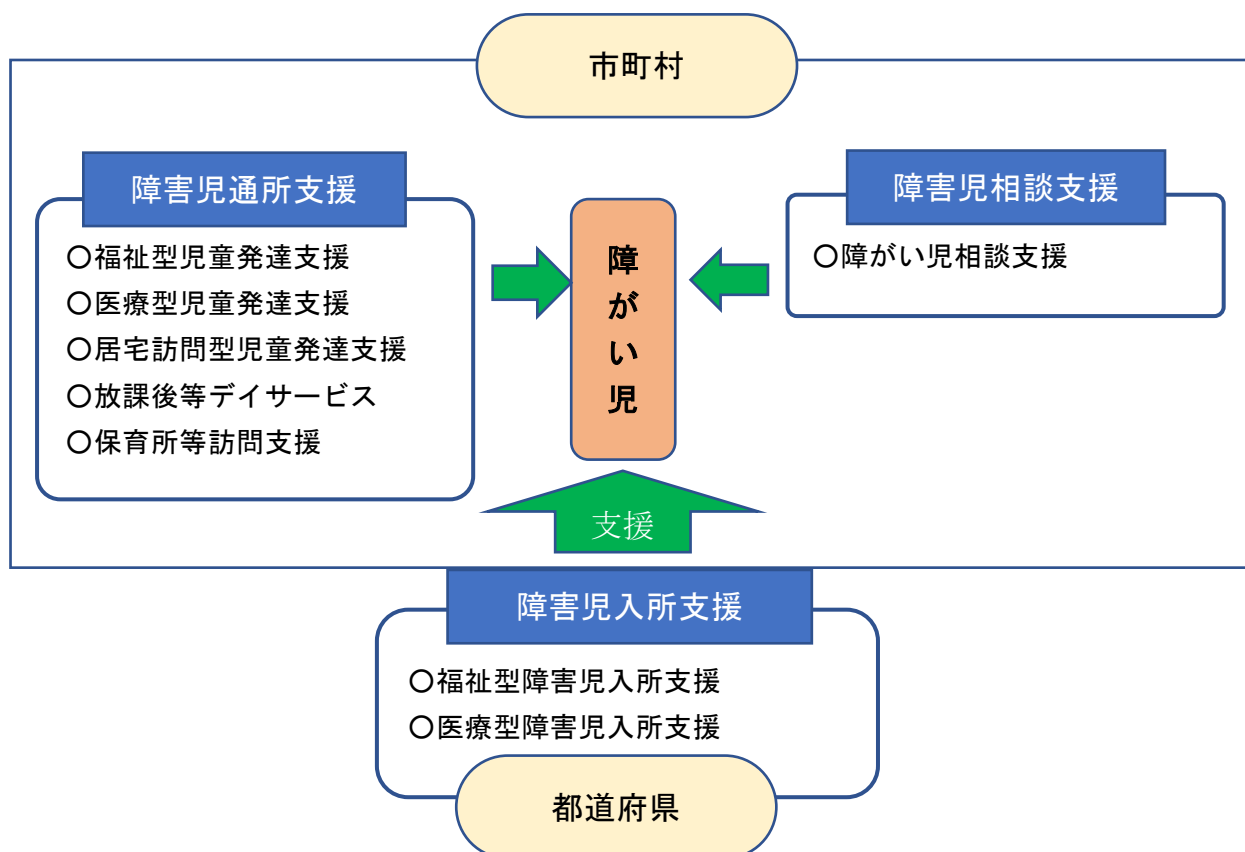
事業名		事業の内容
地域生活支援事業	① 理解促進研修・啓発事業	障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業を行い、地域社会への働きかけを強化します。
	② 自発的活動支援	障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。
	③ 相談支援事業	障がいのある人やその保護者等からの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行います。 また、地域自立支援協議会等を通じ、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行います。
	④ 成年後見制度利用支援事業	成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、利用支援を行います。
	⑤ 成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保する体制を整えるとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。
	⑥ 意思疎通支援事業	聴覚・言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障のある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要筆記等を行う者の派遣等を行います。
	⑦ 日常生活用具給付等事業	障がいのある人に対し、自立生活支援用具等日常生活上の便宜を図るための用具（日常生活用具）の給付又は貸与を行います。
	⑧ 手話奉仕員養成研修事業	手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成します。
	⑨ 移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行い、地域における自立支援及び社会参加を促します。
	⑩ 地域活動支援センター機能強化事業	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う地域活動支援センターの機能を強化し、在宅障がい者に対し機能訓練や社会適応訓練等を行います。
	任意事業	必須事業①～⑩の他、地域の実情に応じて、障がい者等が自立した生活及び社会生活等を営むことができるよう必要な事業を行います。

【補装具】

身体障がい者の失われた身体機能を補い、または代替し、かつ、長期的に渡り継続して使用される用具（補装具）の購入費や修理費を支給します。また、平成30年4月から補装具の貸与も開始します。

(3) 児童福祉法に基づく児童通所支援等の体系

児童福祉法に基づき、障がい児福祉計画において児童通所支援等を本村の状況の応じて適切に実施します。



【指定障害児通所支援等の概要 1】

支援名		支援の内容
障害児通所支援	福祉型児童発達支援	未就学の障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
	医療型児童発達支援	理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた肢体不自由児に、児童発達支援及び治療等の支援を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がい児などの重度の障がい児で、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、その他の必要な支援を行います。 ※平成30年4月新設
	放課後等デイサービス	小・中・高生を対象に、放課後や休日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。
	保育所等訪問支援	保育園・幼稚園・認定こども園、小学校、特別支援学校に在籍する児童に対し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行います。

【指定障害児通所支援等の概要 2】

障害児入所支援	福祉型障害児入所支援	障害児入所施設に入所する障がい児に、保護、日常生活の指導、知識技能の付与、その他必要な支援を行います。 ※実施主体は、都道府県になります。
	医療型障害児入所支援	指定医療機関に入院する障がい児に、保護、日常生活の指導、知識技能の付与、その他必要な支援を行います。 ※実施主体は、都道府県になります。
相談支援 障害児	障害児相談支援	障がい児の心身の状況、その置かれている環境、障がい児又はその保護者の意向その他の状況を勘案し、利用する支援について「障害児支援利用計画」を作成するとともに、更新時期やモニタリング期間ごとに利用状況を検証します。

【指定障害福祉サービス】 ※障がい児が利用可能である主なサービスを抜粋

サービス名		サービスの内容
介護給付	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めて施設等で、入浴、排せつ、食事の介護を行います。
	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆、代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性が非常に高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

【地域生活支援事業】 ※障がい児が利用可能である主なサービスを抜粋

事業名		事業の内容
地域生活支援事業	① 相談支援事業	障がいのある人やその保護者等からの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行います。 また、地域自立支援協議会等を通じ、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行います。
	② 日常生活用具給付等事業	障がいのある人に対し、自立生活支援用具等日常生活上の便宜を図るための用具（日常生活用具）の給付又は貸与を行います。
	③ 移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行い、地域における自立支援及び社会参加を促します。
	任意事業	必須事業の他、地域の実情に応じて、障がい者等が自立した生活及び社会生活等を営むことができるよう必要な事業を行います。

【補装具】

身体障がい者の失われた身体機能を補い、または代替し、かつ、長期的に渡り継続して使用される用具（補装具）の購入費や修理費を支給します。また、平成 30 年 4 月から補装具の貸与も開始します。

2. 目標値の設定

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【目標値】

事 項	数 値	備 考
現入所者数(A)	29 人	令和4年度末(R5.3.31現在)の入所者数
目標年度入所者数(B)	28 人	令和8年度末の見込み
削減見込み目標値(C)	1 人 (3%)	$C=A-B=E-D$ (国指針：目標5%以上削減)
新規入所者数(D)	1 人	令和6年～令和8年度末までの新規入所者の見込み
退所者数(E)	2 人	令和6年～令和8年度末までの退所者の見込み
地域移行目標数(F)	2 人 (7%)	(E)のうち、地域移行目標者 (国指針：目標6%以上移行)

【方策】

- 障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、地域支援体制の構築を推進します。
- 災害対策等を通じて、地域住民の障害理解等に取り組み、また、事業者側にも地域交流を促し、地域移行する障がい者が不安なく移行できるよう取り組みます。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

事 項	設置 方法	設置時期			備 考
		R6 年	R7 年	R8 年	
保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	単独 設置			設置	国指針：市町村ごとに設置。市町村単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えない。

【設置方法】

村地域自立支援協議会内のワーキンググループ（なかきた WG）を活用し、精神障がいにも対応した地域包括システムの構築に取り組む。

事 項	回数又は人数			備 考
	R6 年	R7 年	R8 年	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	2 回	2 回	2 回	年間の開催回数の見込み
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加人数	15 人	15 人	15 人	保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあっては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参観者人数の見込み
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	2 回	2 回	2 回	年間の開催回数の見込み

(3) 地域生活支援拠点等有する機能の充実

事 項	整備 区域	設置 時期	整備 手法	備 考
地域生活支援拠点の整備	単独 設置	令和 8 年	面的 整備	5 機能（(1)相談、(2)緊急時の受入対応、(3)体験の機会と場、(4)専門的人材の確保と育成、(5)地域の体制づくり）のうち、未整備の(3)、(4)、(5)及びコーディネーターの配置（1 名）を整備する目標年度

事 項	回数			備 考
	R6 年	R7 年	R8 年	
地域生活支援拠点の機能の充実に向けた運用状況の検証及び検討（年間回数）	2	2	2	地域自立支援協議会を活用し検証する予定。 国指針：各市町村及び各圏域に一つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年一回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

(4) 強度行動障害者への支援体制の整備

事 項	整備 区域	設置 時期	備 考
強度高度障害者への 支援体制の整備	単独 設置	令和 8 年	相談支援部会において、事業者との連絡会開催などの方法により意見交換の場を設置し、関係機関との連携を図る。

(5) 福祉施設から一般就労への移行等

【目標値】

①福祉施設から一般就労への移行数

事 項	数 値	備 考
令和 3 年度の年間一般就労 移行者数	2 人	令和 3 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
目標年度(令和 8 年度)における年間一般就労移行者数	3 人 (1.50 倍)	令和 8 年度中に福祉施設を退所し、一般就労する者の数 (国指針：令和 3 年度実績の 1.28 倍以上)

②令和 8 年度末における就労移行支援事業の移行者数

事 項	数 値	備 考
令和 3 年度末の就労移行支援事業所の移行者数	1 人	令和 3 年度末の就労移行支援事業所の移行者数
目標年度(令和 8 年度末)における一般就労への移行者数	2 人 (2.00 倍)	令和 8 年度末の一般就労への移行実績 (国指針：令和 3 年度末の 1.31 倍以上 (31% 以上) の増加)

③就労移行支援事業利用者の一般就労移行率

事 項	数 値	備 考
令和 8 年度末の管内就労移行支援事業所数（見込み）	0 か所	令和 8 年度末の就労移行支援事業所の管内事業所数
令和 8 年度末における一般就労移行率が 5 割以上の就労移行支援事業所の数	0 か所	国指針：就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを基本とする。

④令和 8 年度末における就労継続支援 A 型事業の移行者数

事 項	数 値	備 考
令和 3 年度末の就労継続支援 A 型事業所の移行者数	1 人	令和 3 年度末の就労継続支援 A 型事業所の利用者数
目標年度(令和 8 年度末)における一般就労への移行者数	2 人 (2.00 倍)	令和 8 年度末の一般就労への移行実績 (国指針：令和 3 年度末の 1.29 倍以上 (29% 以上) の増加)

⑤令和 8 年度末における就労継続支援 B 型事業の移行者数

事 項	数 値	備 考
令和 3 年度末の就労継続支援 B 型事業所の移行者数	0 人	令和 3 年度末の就労継続支援 B 型事業所の利用者数
目標年度(令和 8 年度末)における一般就労への移行者数	1 人 (----倍)	令和 8 年度末の一般就労への移行実績 (国指針：令和 3 年度末の 1.28 倍以上 (28% 以上) の増加)

⑥就労定着支援事業の利用者数及び就労定着率

事 項	数 値	備 考
令和 3 年度における就労定着支援事業の利用者数	2 人	国指針：令和 3 年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、七割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
令和 8 年度における就労定着支援事業の利用者数	3 人	国指針：就労定着支援事業の利用者数については、令和 3 年度実績の 1.41 倍以上 (41% 以上) とすることを基本とする。
令和 8 年度末の管内就労定着支援事業所数（見込み）	0 か所	令和 8 年度末の就労移行支援事業所の管内事業所数（現在事業所数 0 のため見込数不明）
令和 8 年度末における就労定着率が 7 割以上の就労	0 か所	国指針：就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 7 割以上の事業所を全体の 2 割 5 分以上

※ 就労定着率：過去 6 年間の就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に 42 月以上 78 月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合。

・就労移行について

○同サービス提供における、支援内容や指導スキルに問題がある事業所が多い現状にあるため、県及び圏域における実地指導や近隣市町村とも連携し、事業者へ質の向上へ向けた指導体制を強化する。

○障がい者雇用に対する民間企業や住民等の理解を促進して、国や県、事業所と連携し障がいのある方の一般就労率の向上に取り組む。

・就労定着支援について

○就労定着支援の利用期間中においても、今まで関わってきた障害福祉サービス以外の関係機関もフォローアップに入れるように支援体制の構築に努める。

(6) 障がい児支援の提供体制の整備等

①重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置

事 項	設置方法	設置時期			備 考
		R6 年	R7 年	R8 年	
児童発達支援センターの設置	圏域設置	—	—	未定	国指針：各市町村に少なくとも1箇所以上設置。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

【設置方法】

本村では、児童発達支援センターの村単独設置は厳しいため、相談支援部会の事業所連絡会を活用し、障害児通所事業所、障害児相談支援事業所その他関係機関との協力体制の構築に取り組む。

②保育所等訪問支援等を活用した障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築

事 項	構築方法	構築時期			備 考
		R6 年	R7 年	R8 年	
障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築	下記に記載	実施	—	—	国指針：令和8年度末までに、すべての市町村において、体制を構築

※国指針補足：各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、すべての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。

【構築方法】

相談支援部会の事業所連絡会などを活用し、障害児相談支援事業所、保育所等訪問支援事業所、学校その他関係機関と連携した体制整備を図る。

③主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

事 項	確保方法	確保時期			備 考
		R6 年	R7 年	R8 年	
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	圏域確保	—	—	○	国指針：各市町村に少なくとも1箇所以上確保。市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。

【確保方法】

重症心身障がい児を受け入れる同事業所の確保については、市単独での確保が非常に厳しい現状にあるため、近隣市町村とも協力し、早期確保に努めます。

④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

事 項	設置方法	設置時期 ※			備 考
		R6 年	R7 年	R8 年	
保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	単独設置	—	実施	—	国指針：令和8年度までに確保。

※（国指針補足）各都道府県及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合は、都道府県が関与したうえでの、圏域での設置であっても差し支えない。

【設置方法】

相談支援部会の事業所連絡会を活用し、障害児相談支援事業所、学校その他関係機関と連携し体制整備を図ります。

また、協議の場設置後、コーディネーターの配置に取り組みます。

事 項	設置人数	配置時期及び人数			備 考
		R6 年	R7 年	R8 年	
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1 人	—	—	1 人	

(7) 相談支援体制の充実・強化等

事 項	実施時期			備 考
	R6 年	R7 年	R8 年	
1. 基幹相談支援センターの設置			未定	設置の場合は、単 独設置を想定
2. 地域の相談支援体制の強化				国指針：令和 8 年 度までに設置
① 基幹相談支援センターによる 地域の相談支援従事所に対する 訪問等による専門的な指導・助言 の件数			未定	
② 地域の相談支援事業所の人材 育成の支援件数			未定	
③ 地域の相談機関との連携強化 の取組の実施回数			未定	
④ 個別事例の支援内容の検証の 実施回数			未定	
⑤ 基幹相談支援センターにおけ る主任相談支援専門員の配置数				
3. 協議会における個別事例の検 討を通じた地域サービス基盤の 開発・改善				
① 協議会における相談支援事業 所の参画による事例検討実施回 数（頻度）	2 回	2 回	2 回	
② 参加事業者・機関数	10 事業所	10 事業所	10 事業所	
③ 協議会の専門部会の設置数	3 部会	3 部会	3 部会	
④ 協議会の専門部会の実施回数 （頻度）	6 回	6 回	6 回	

※ 国指針補足：令和 8 年度までに、各市町村において、総合的・専門的な相談支援、地域の相談支援体制強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置を含む。）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。

なお、基幹相談支援センターを設置するまでの間においても、各市町村において地域の相談支援体制の強化に努める。

また、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

【相談支援体制の充実・強化に向けた具体的な方法】

- 基幹相談支援センターとしての機能を障害福祉主管課において構築・実施することを目指し、人材及び財源確保のめどが立った段階で基幹相談支援センターの設置を検討します。
- 相談支援体制強化に向けた、関係相談支援事業所との連絡会等を開催します。
- 村直営の相談員及び委託相談員の専門的人材育成に向けた研修会等へ参加します。

(8) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

①質の向上に向けた研修への参加人数の見込み

事 項	参加時期及び人数			備 考
	R6 年	R7 年	R8 年	
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	1 人	1 人	1 人	障害福祉サービス担当職員数

②障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

事 項	構築方法	構築時期			備 考
		R6 年	R7 年	R8 年	
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体と共有する体制の構築	下記に記載	—	—	○	

【具体的な構築方法】

現在、障害福祉サービスの質の向上を目的とし、障害福祉サービス指導検査業務を中部の 9 市町村共同で行っており、これらの市町村において体制構築を行えるよう検討します。

事 項	回数			備 考
	R6 年	R7 年	R8 年	
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等との共有実施回数（年間回数）	—	—	2 回	国指針：自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤を無くすための取組や適正な運営を行っている事業所を確保することが必要

(9) 発達障がい者等に対する支援

発達障がい者等に対する支援に関連する次の①、②及び③それぞれの目標等については、関連項目「第2章 5. 地域生活支援事業 (3) 地域生活支援促進事業の見込み量」において詳細を説明します。

- ①ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数
- ②ペアレントメンターの人数
- ③ピアサポートの活動への参加人数

3. 障害福祉サービス

(1) 障害福祉サービスの見込み量

本村の障害福祉サービスの第6期実績と第7期の見込み量は以下の通りです。

障がい福祉計画			第6期計画			第7期計画		
サービス種別		活動指標	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
訪問系	居宅介護（乗降介助除く）	利用者数	35	31	34	34	34	34
		【時間分】	550.5	515	522	522	522	522
	重度訪問介護	利用者数	2	2	2	2	2	2
		【時間分】	597	511.5	600	600	600	600
	行動援護	利用者数	2	3	3	3	3	3
		【時間分】	57.5	49.5	52	52	52	52
	同行援護	利用者数	2	2	2	2	2	2
		【時間分】	30	20.5	20	20	20	20
	重度障害者等包括支援	利用者数	0	0	0	0	0	0
		【時間分】	0	0	0	0	0	0
日中活動系	生活介護	利用者数	55	54	56	54	54	54
		【人日分】	1118	1135	1160	1160	1160	1160
	自立訓練（機能訓練）	利用者数	0	0	0	0	0	0
		【人日分】	0	0	0	0	0	0
	自立訓練（生活訓練）	利用者数	2	1	2	2	2	2
		【人日分】	44	10	19	19	19	19
	※ うち精神障害者の利用者数	利用者数	2	1	1	1	1	1
	就労選択支援	利用者数	0	0	0	0	3	3
		【人日分】	0	0	0	0	52	52
	就労移行支援	利用者数	1	4	7	7	7	7
		【人日分】	20	66	120	120	120	120
	就労継続支援A型	利用者数	19	19	19	19	19	19
		【人日分】	379	401	390	390	390	390
	就労継続支援B型	利用者数	48	57	60	63	66	69
		【人日分】	819	972	990	1040	1090	1140
	就労定着支援	利用者数	1	0	1	1	1	1
	短期入所（福祉型）	利用者数	11	13	12	12	12	12
		【人日分】	62	77	96	96	96	96
	短期入所（医療型）	利用者数	0	0	0	0	0	0
		【人日分】	0	0	0	0	0	0
	療養介護【人分】	利用者数	3	4	4	4	4	3
居住支援・施設系	自立生活援助	利用者数	0	0	0	0	0	0
	※ うち精神障害者の利用者数	利用者数	0	0	0	0	0	0
	共同生活援助（GH）【人分】	利用者数	24	22	23	23	23	25
	※ うち精神障害者の利用者数	利用者数	12	11	12	12	12	13
	施設入所支援【人分】	利用者数	24	25	26	26	26	25
相談支援	計画相談支援【人分】	利用者数	52	46	46	48	50	52
	地域移行支援【人分】	利用者数	0	0	0	1	1	1
	※ うち精神障害者の利用者数	利用者数	0	0	0	1	1	1
	地域定着支援【人分】	利用者数	0	0	0	1	1	1
	※ うち精神障害者の利用者数	利用者数	0	0	0	1	1	1

(2) 個別の障害福祉サービスについて

■訪問系サービス

① 居宅介護（乗降介助除く）

障がい者等につき、居宅において入浴、排せつ又は食事の介護等（車の乗降介助を除く）のサービスを供与します。

年度末の居宅介護利用者及び利用実績にバラつきがありますが、支給決定者数に大きな増減がないため、今後も横ばいで推移するものと見込みます。

居宅介護 (乗降介助除く)	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
利用者数	35	31	34	34	34	34
利用量【時間分】	550.5	515	522	522	522	522

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出における移動支援などを総合的に支援します。

これまで毎年2名の利用実績があるため、今後も同様に2名の利用を見込みます。また、利用量については、現在支給決定を受けている者の生活状況等を踏まえ、横ばいで推移するものと見込みます。

重度訪問介護	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
利用者数	2	2	2	2	2	2
利用量【時間分】	597	511.5	600	600	600	600

③ 行動援護

知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等で、常時介護を要する方を対象に、当該障がい者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等を供与します。

現支給決定者数は3名で今年度の利用者の増加の見込みがないため、しばらくは横ばいで推移するものと見込みます。

行動援護	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
利用者数	2	3	3	3	3	3
利用量【時間分】	57.5	49.5	52	52	52	52

④ 同行援護

視覚障がいにより移動に著しい困難のある障がい者等の外出に同行し、移動の援護を供与します。

近年の実績は、毎年2名の利用があり、増加の見込みがないことから、現在の利用者数・利用量が横ばいで推移するものと見込みます。

同行援護	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
利用者数	2	2	2	2	2	2
利用量【時間分】	30	20.5	20	20	20	20

⑤重度障害者等包括支援

介護の必要性がとて高い人に居宅介護等福祉サービスを包括的に供与します。

これまでの利用実績はなく、今後も見込みはないと想定されますが、要望があった際は、サービス提供に向けた検討を行います。

■日中活動系サービス

①生活介護

常に介護を必要とする障がい者に、昼間、入浴、排せつ又は食事の介護を行うとともに創作的な活動又は生産活動の機会を提供します。

実績は、利用者・利用量ともに横ばい状態で、引き続き横ばいで推移するものと見込みます。

生活介護	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
利用者数	55	54	56	54	54	54
利用量【人日分】	1118	1135	1160	1160	1160	1160

②自立訓練（機能訓練）

自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、身体機能を向上させるために必要な訓練などを行います。

これまでの実績はなく、今後も見込みはないと想定されますが、要望があった際は、サービス提供に向けた検討を行います。

③自立訓練（生活訓練）

自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、生活機能を向上させるために必要な訓練を行います。

実績では令和4年度にかけて利用者数・利用量が減ったものの、現在の支給決定状況より、横ばいで推移するものと見込まれます。

自立訓練 (生活訓練)	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
利用者数	2	1	2	2	2	2
利用量【人日分】	44	10	19	19	19	19
(再掲)精神障害者の利用者数	2	1	1	1	1	1

④就労選択支援

障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの

手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等にあった選択を支援するもので、令和 7 年度から始まる予定の支援です。

新たに始まるサービスであることから、どのタイプの就労形態が適しているか必要なアセスメントを行っている、就労移行支援の利用者数を参考に、次のとおり見込んでいます。

就労選択支援	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
利用者数	0	0	0	0	3	3
利用量【人日分】	0	0	0	0	52	52

④就労移行支援

一般企業への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

利用状況について、令和 3 年度まで減少していましたが、令和 4 年度より増加し、現時点で増加の見込みがないことと、標準利用期間もあり、利用者の出入りがあるため、計画期間中は横ばい傾向となる見込みです。

就労移行支援	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
利用者数	1	4	7	7	7	7
利用量【人日分】	20	66	120	120	120	120

⑤就労継続支援（A 型：雇用型）

企業等に雇用されることが困難で、雇用契約に基づく継続的な就労が可能な障がい者に対し、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行い、一般就労に向けた支援を行います。

利用状況について、横ばいで推移していますが、問合せもあることから、横ばいで推移するものと見込みます。

就労継続支援 A 型	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
利用者数	19	19	19	19	19	19
利用量【人日分】	379	401	390	390	390	390

⑥就労継続支援（B 型：非雇用型）

企業等への一般雇用が難しい障がい者等に対し、雇用契約はせずに生産活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、必要な支援を行います。

利用状況は、平成 30 年度から令和元年度にかけて急増しましたが、令和 3 年度以降緩やかになっているが増加している状況から、今後も増加するものと見込まれます。

就労継続支援B型	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
利用者数	48	57	60	63	66	69
利用量【人日分】	819	972	990	1040	1090	1140

⑦就労定着支援

就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連携調整等の支援を行うサービスです。平成30年度より開始した事業で、令和3年度と令和5年度に1名ずつの実績があったため、毎年1名程度の利用があるものと想定します。

就労定着支援	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
利用者数	1	0	1	1	1	1

⑧短期入所（福祉型）

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により福祉施設等へ短期間入所させ、入浴、排せつ又は食事の介護等を供与します。

利用状況は増加傾向にあり、今後とも増加は続くものと想定されます。

居宅において、介護を必要とする者の疾病（遷延性意識障害児・者、筋萎縮性側索硬化症（ALS）等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する者及び重症心身障害児・者等）その他の理由により病院、診療所、介護老人保健施設へ短期間入所させ、入浴、排せつ又は食事の介護、治療等を供与します。

実績では令和3年度から令和5年度平均で12名の利用実績があったため、今後も横ばいで推移するものと想定します。

短期入所（福祉型）	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
利用者数	11	13	12	12	12	12
利用量【人日分】	62	77	96	96	96	96

⑨短期入所（医療型）

医療施設に短期入所するサービスは、令和2年度以降利用実績がありませんでしたが、過去の利用実績も踏まえ、要望があった際は、サービス提供を行います。

⑩療養介護

医療と常時介護を必要とする障がい者に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。

現在、4名の利用者がおり、今後も横ばいで推移するものと想定されますが、地域移行に向けた取り組みも踏まえ、最終年度は1名減を見込んでいます。

療養介護	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
利用者数【人分】	3	4	4	4	4	3

■居住支援・施設系サービス

①自立生活援助

施設入所支援や行動生活援助を利用していた方等を対象として、定期的な巡回訪問や随時対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。

平成 30 年度に新設された事業であり、地域への移行促進を目指して、援助を行うものとします。現在のところ利用実績がなく、必要に応じてサービスを提供します。

②共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他必要な日常生活上の援助を行います。

令和 4 年度に一旦減少したものの、利用は今後も増加するものと見込まれます。

共同生活援助 (グループホーム)	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
利用者数	24	22	23	23	23	25
(再掲) 精神障害者の 利用者数	12	11	12	12	12	13

③施設入所支援

施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

現在、26 名の利用者があり、今後も現状維持で推移するものと想定されます。

施設入所支援	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
利用者数	24	25	26	26	26	25

■指定相談支援

①計画相談支援

サービス利用計画案を作成し、サービス事業者等との連絡調整のうえ、計画を作成します。また、サービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。

現在、障害福祉サービス利用者は全体的に微増ですが、各年度末時点で平均 48 名前後の利用者があり、すべての障害福祉サービス利用者に計画相談支援が提供出来るよう、利用者の利用状況に応じ給付の平準化を図ります。

計画相談支援	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
利用者数	52	46	46	48	50	52

②地域移行支援

障害者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する 18 歳以上の方等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出の同行支援、居住確保、関係機関との調整等を行います。

直近の実績はないものの、相談状況を踏まえ、令和6年度以降1名ずつの利用を見込みます。

地域移行支援	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
利用者数	0	0	0	1	1	1
(再掲)精神障害者の利用者数	0	0	0	1	1	1

③地域定着支援

居宅において単身で生活している障がい者等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

地域移行支援同様、令和6年度以降1名ずつの利用を見込みます。

地域定着支援	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
利用者数	0	0	0	1	1	1
(再掲)精神障害者の利用者数	0	0	0	1	1	1

(3) サービス見込みの量確保のための方策

障害者総合支援法の改正により、計画相談の利用増加が予想される中、就労定着支援や自立生活援助などの新しいサービスも開始され、制度について、関係機関への周知・調整により、円滑な提供が図られるように推進します。

利用者に対して、法改正により、変更になったサービス、追加されたサービスについて周知・広報を徹底し、情報の提供等を行います。

4. 障害児通所給付費等

(1) 障害児通所給付費等の見込み量

本村の障害児通所給付費の第2期実績からみた18歳未満の児童におけるサービス実績と第3期障がい児福祉サービスの見込み量は以下の通りです。

障がい児福祉計画			第2期計画			第3期計画		
サービス種別		活動指標	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
児 童	児童発達支援		利用者数	27	27	27	27	27
	【人日分】		利用量	339	349	350	350	350
	医療型児童発達支援		利用者数	1	1	1	1	1
	【人日分】		利用量	3	5	5	5	5
	放課後等デイサービス		利用者数	57	67	79	84	89
	【人日分】		利用量	739	871	967	1106	1172
	保育所等訪問支援		利用者数	2	1	3	3	3
	【人日分】		利用量	2	2	6	6	6
	居宅訪問型児童発達支援		利用者数	0	1	1	1	1
	【人日分】		利用量	0	9	4	5	5
	障害児相談支援【人分】		利用者数	23	22	25	26	27
							28	

(2) 個別の障害児通所給付費等について

①（福祉型）児童発達支援

未就学の障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

近年、利用状況は増加傾向にありますが、小学校就学により後に説明する「放課後等デイサービス」への移行もあるため、今後は横ばいで推移するものと想定します。

児童発達支援	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
利用者数	27	27	27	27	27	27
利用量【人日分】	339	349	350	350	350	350

②医療型児童発達支援

理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた肢体不自由児に、児童発達支援及び治療等の支援を行います。

現在、1名の利用児童がおり、今後も横ばいで推移するものと想定します。

医療型児童発達支援	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
利用者数	1	1	1	1	1	1
利用量【人日分】	3	5	5	5	5	5

③放課後等デイサービス

小・中・高生を対象に、放課後や休日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。

利用状況は増加傾向にあり、今後もその傾向は続くものと想定され、対応の充実を図ります。

放課後等デイサービス	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
利用者数	57	67	79	84	89	94
利用量【人日分】	739	871	967	1106	1172	1238

④保育所等訪問支援

保育園・幼稚園・認定こども園、小学校、特別支援学校に在籍する児童に対し、当該施設を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

現在、3名前後の利用者がおりますが、新規利用者と終了者の推移から横ばいで推移するものと想定します。

保育所等訪問支援	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
利用者数	2	1	3	3	3	3
利用量【人日分】	2	2	6	6	6	6

⑤居宅訪問型児童発達支援

重症心身障がい児などの重度の障がい児で、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、その他の必要な支援を行います。

平成30年度から開始されたサービスで、本村において令和4年度に1名の利用実績があったため、今後1名の利用があるものと見込みます。

居宅訪問型 児童発達支援	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
利用者数	0	1	1	1	1	1
利用量【人日分】	0	9	4	5	5	5

⑥障害児相談支援

障がい児の心身の状況、その置かれている環境、障がい児又はその保護者の意向その他の状況を勘案し、利用する支援について「障害児支援利用計画」を作成するとともに、更新時期やモニタリング期間ごとに利用状況を検証します。

現在、障害児通所給付の利用者は全体的に若干増加しているため、すべての障害児通所給付利用者に障害児相談支援が提供出来るよう、利用者の利用状況に応じ給付の平準化を図ります。

障害児相談支援	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
利用者数	23	22	25	26	27	28

⑦医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

医療技術の進歩等を背景として、NICU等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障害児（医療的ケア児）が増加しています。

このため、医療的ケア児が、地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、地方公共団体は保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備について必要な措置を講ずるよう努めることとして、平成 28 年度から開始されました。

体制整備の時期や配置人数等については、第 2 章 2（5）障がい児支援の提供体制の整備等「④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置」を参照ください。

なお、令和 5 年 4 月 1 日時点の医療的ケア児の人数は次の通りです。

0歳以上～3歳未満	3歳以上～6歳未満	6歳以上～18歳未満	合計
1	0	3	4

(3) 障がい児の子ども・子育て支援等の提供体制の見込み

子ども・子育て支援事業に基づく施設における障がい児の見込み数は、令和元年度末の実績に基づき、児童数の増加より勘案して次の通りです。

事 項	令和4年度末 の実績 (人)	利用ニーズを踏まえた必要な見込み量(人)		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所	12	13	13	13
認定こども園	8	13	13	13
放課後児童健全育成事業	10	10	10	10
幼稚園	9	8	8	8

(4) サービス見込み量確保のための方策

居宅訪問型児童発達支援など新設された障がい児サービスを含め、利用者に対する各サービスの周知・広報に努めるとともに、事業所等の関係機関への周知、制度の説明を図り、提供量の確保、質の確保ができるように努めます。

5. 地域生活支援事業

(1) 地域生活支援事業の見込み量

障がい者が地域で自立した日常生活や社会生活を営んでいくための支援として、地域生活支援事業を実施します。本村が、今期、取り組む事業と見込み量は以下の通りです。

地域生活支援事業 事業名		第6期計画			第7期計画		
		R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
(1) 理解促進研修・啓発事業	実施見込み箇所数	0	0	0	0	0	0
	実利用見込み者数	0	0	0	0	0	0
(2) 自発的活動支援事業	実施見込み箇所数	3	1	2	2	2	2
	実利用見込み者数	18	4	12	12	12	12
(3) 相談支援事業							
① 障害者相談支援事業	実施見込み箇所数	1	1	1	1	1	1
	基幹相談支援センター						
	実利用見込み者数	0	0	0	0	0	0
② 基幹相談支援センター等機能強化事業	実施見込み箇所数	3	3	3	3	3	3
	実利用見込み者数	106	157	250	300	300	300
③ 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	実施見込み箇所数	0	0	0	0	0	0
	実利用見込み者数	0	0	0	0	0	0
(4) 成年後見制度利用支援事業	実利用見込み者数	1	1	1	2	2	2
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	実施見込み箇所数	1	1	1	1	1	1
	実利用見込み者数	0	0	0	1	1	1
(6) 意思疎通支援事業							
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 ※ 実利用見込み件数を記載	実利用見込み者数	16	21	35	35	35	35
② 手話通訳者設置事業 ※ 実設置見込み者数を記載	実施見込み箇所数	0	0	0	0	0	0
(7) 日常生活用具給付等事業 ※ 給付等見込み件数を記載							
① 介護・訓練支援用具	実利用見込み者数	0	1	2	2	2	2
② 自立生活支援用具	実利用見込み者数	3	4	4	4	4	4
③ 在宅療養等支援用具	実利用見込み者数	0	6	5	5	5	5
④ 情報・意思疎通支援用具	実利用見込み者数	1	0	1	1	1	1
⑤ 排泄管理支援用具	実利用見込み者数	177	173	190	190	190	190
⑥ 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	実利用見込み者数	0	0	1	1	1	1
(8) 手話奉仕員養成研修事業 ※ 実養成講習修了見込み者数（登録見込み者数）を記載	実利用見込み者数	4	13	13	13	13	13
(9) 移動支援事業	実利用見込み者数	18	14	14	14	14	14
	延利用見込み時間数	1,470	1,597	1,600	1,600	1,600	1,600
(10) 地域活動支援センター機能強化事業	実施見込み箇所数	1	1	1	1	1	1
	実利用見込み者数	25	17	23	23	23	23
(11) その他の任意事業							
【任意事業】ア. 日中一時支援事業	実施見込み箇所数	21	21	21	21	21	21
	実利用見込み者数	17	15	18	18	18	18
【任意事業】イ. 日常生活訓練等支援事業（放課後支援）	実利用見込み者数	1	1	1	0	0	0
【任意事業】ウ. レクリエーション活動等支援 （スポーツ・レクリエーション教室開催等）	延利用見込み者数	90	87	150	200	200	200
【任意事業】エ. 文化芸術活動振興	延利用見込み者数	0	0	50	80	100	100
【任意事業】オ. 点字・声の広報等発行	実施（発行）回数	10	15	15	15	15	15

(2) 個別の地域生活支援事業について

■必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業を行い、地域社会への働きかけを強化します。

現在の実績はありませんが、今後実施を検討します。

なお、任意事業「社会参加支援・レクリエーション等活動支援事業」において、障がい理解の促進と啓発を図る活動を併せて実施しております。

理解促進研修 ・啓発事業	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
実施見込み箇所数	0	0	0	0	0	0
実利用見込み者数	0	0	0	0	0	0

② 自発的活動支援事業

障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。

現在、2 箇所で 12 名程度の利用があり、今後もその状況は継続するものと想定します。

自発的活動支援事業	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
実施見込み箇所数	3	1	2	2	2	2
実利用見込み者数	18	4	12	12	12	12

③ 相談支援事業

障がいのある人やその保護者等からの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助、虐待の防止や早期発見等を行います。また、地域自立支援協議会等を通じ、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行います。

本事業には「ア. 障害者相談支援事業（基幹相談支援センター）」「イ. 基幹相談支援センター等機能強化事業」「ウ. 住宅入居等利用支援事業」の 3 種がありますが、本村は「障害者相談支援事業」と「基幹相談支援センター等機能強化事業」の見込みを表示します。

なお、基幹相談支援センターの設置及び住宅入居等支援事業の実施については、相談支援体制や今後のニーズ等を基に検討します。

相談支援事業	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
実施見込み箇所数	1	1	1	1	1	1

相談支援事業 基幹相談支援センター 等機能強化事業	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
実施見込み箇所数	3	3	3	3	3	3
実利用見込み者数	106	157	250	300	300	300

【地域自立支援協議会】

障がい福祉関係者による、地域におけるネットワークづくり及び支援サービスの体制に関する協議を行います。村では平成20年度より設置されています。相談支援部会を定期的に開催するほか、ケース会議などを今後実施するなど、協議会の充実を図ります。

④ 成年後見制度利用支援事業

障がい者の権利擁護である成年後見制度の利用の際、必要となる費用について、負担が困難な人に費用助成を行います。

現在、報酬助成で1件程度の利用がありますが、令和2年3月に設置した「中核機関」を中心に制度の利用促進を図っていることから、申立費用助成及び報酬助成それぞれで今後少しずつ増加するものと想定します。

また、同事業を含めた成年後見制度の普及啓発も併せて取り組みます。

成年後見制度 利用支援事業	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
実利用見込み者数	1	1	1	2	2	2

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等を適正に執行できる法人の確保は、広く本事業を推進する上において有効な事業です。

現在、1法人の指定が見込まれており、数名の利用が想定されています。今後は、利用者の増加を目指して推進します。

成年後見制度 法人後見支援事業	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
実施見込み箇所数	1	1	1	1	1	1
実利用見込み者数	0	0	0	1	1	1

⑥ 意思疎通支援事業

聴覚・言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障のある人とその他の人と意思疎通を仲介するために、手話通訳や要筆記等を行う者の派遣等を行います。

令和2年以降の新型コロナ禍で派遣依頼が減ったものの、今後は新型コロナ禍前の状況

まで増えるもの想定されます。なお、手話通訳者は県（他市町村を含む）からの派遣で対応しており、今後も村単独の設置予定はありません。

意思疎通支援事業 手話通訳者・ 要約筆記者派遣事業	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
実利用見込み者数	16	21	35	35	35	35

⑦ 日常生活用具給付等事業

障がいのある人に対し、自立生活支援用具等日常生活上の便宜を図るための用具（日常生活用具）の給付又は貸与を行います。

用具には、「介護・訓練支援用具」「自立生活支援用具」「在宅療養等支援用具」「情報・意思疎通支援用具」「排泄管理支援用具」「居宅生活動作補助用具（住宅改修含む）」などがあります。

それぞれの見込みは、これまでの実績をもとに見込んでいます。なお、排泄管理支援用具については、8割以上の方が年2回利用しているため、利用見込み件数は、下記実利用者数の180%ほどの数値となります。

日常生活用具給付等事業 (※給付等見込件数)	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
① 介護・訓練支援用具	0	1	2	2	2	2
② 自立生活支援用具	3	4	4	4	4	4
③ 在宅療養等支援用具	0	6	5	5	5	5
④ 情報・意思疎通支援用具	1	0	1	1	1	1
⑤ 排泄管理支援用具	177	173	190	190	190	190
⑥ 居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	0	0	1	1	1	1

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙（ごい）及び手話表現技術を習得する者を養成します。

登録者数は、令和2年からの新型コロナ禍で減少したものの、令和4年度から13名程度まで増加し、今後も13名程度を目標に養成します。

手話奉仕員養成 研修事業	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
実養成講習修了見込み者数 (登録見込み者数)	4	13	13	13	13	13

⑨ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行い、地域における自立支援及び社会参加を促します。

令和5年度は14名の利用があり、今後も横ばいで推移する見込みです。

移動支援事業	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
実利用見込み者数	18	14	14	14	14	14
延利用見込み時間数	1,470	1,597	1,600	1,600	1,600	1,600

⑩ 地域活動支援センター

創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う地域活動支援センターの機能を強化し、医療・福祉等の連携を図りながら、在宅障がい者の地域における「居場所」として過せるよう支援を行います。

現在、村内事業所の1か所をセンターとして指定しており、令和5年度は23名の利用見込みがあり、今後も村内事業所での支援を想定します。

地域活動支援センター 等機能強化事業	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
実施見込み箇所数	1	1	1	1	1	1
実利用見込み者数	25	17	23	23	23	23

⑪ その他の任意事業

ア) 日中一時支援事業

障がい者（児）に日中活動の場を提供するとともに、介助者等の就労や一時的な休憩促進を図ります。

令和5年度は18か所で21名の利用実績見込みがあり、今後は実施箇所、利用者数ともに横ばいで推移する見込みです。

日中一時支援事業	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
実施見込み箇所数	21	21	21	21	21	21
実利用見込み者数	17	15	18	18	18	18

イ) スポーツ・レクリエーション教室開催等事業（社会福祉協議会：委託）

障がいがあってもできるスポーツを普及するためにスポーツ教室を開催したり、障がいのある方同士の交流を図るレクリエーション、合同スポーツ大会等を実施し、社会活動に積極的に参加することで自立支援を図る事業です。

コロナ禍で利用者数が減少していましたが、令和5年度には、約150名の参加が見込まれ、今後も同様に推移するものとして見込みます。

レクリエーション 活動等支援事業	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
延利用見込み者数	90	87	150	200	200	200

ウ) 文化芸術活動振興事業（社会福祉協議会：委託）

障がい者の文化・芸術活動を進行するため、障がい者の作品展や音楽会など文化・芸術活動の発表の場を設けるとともに、障がい者の創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行う事業です。

コロナ禍で令和4年度まで実施できませんでしたが、令和5年度は延べ50名の利用実績が見込まれ、今後は増えていくものと見込まれます。

文化芸術活動振興事業	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
延利用見込み者数	0	0	50	80	100	100

エ) 点字・声の広報等発行（社会福祉協議会：委託）

文字による情報入手が困難な障がい者の情報保障と社会参加を促進するため、地域生活をする上で必要度の高い情報を点訳、音訳等わかりやすい方法で提供する事業です。

令和5年度は15名の利用が見込まれ、今後も横ばいで推移する想定です。

点字・声の広報等 発行事業	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
実施（発行）回数	10	15	15	15	15	15

(3) 地域生活支援促進事業の見込み量

障がい者が地域で自立した日常生活や社会生活を営んでいくための支援として、地域生活支援事業を実施しておりますが、これらのほか、政策的な課題に対応する事業を計画的に実施し、障がい者等の福祉の増進を図り、障がいの有無に関わらず相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことができるよう、地域生活支援促進事業を実施します。

そのうち、今期本村が取り組む事業と見込み量は以下の通りです。

① 障害者虐待防止対策支援事業

この事業は、障害者虐待の未然防止及び早期発見、迅速な対応、再発防止等のため、市町村障害者虐待防止センター等の体制整備や、関係機関等との連携協力体制の整備等を図ることを目的としています。

過去には、残念ながら虐待通報等がありましたが、関係機関との連携を強化し、虐待が起こらないことを願い、利用者数の目標値はすべて0人としています。

また、養護者及びサービス提供事業所従事者による高齢者・障がい者虐待防止に資する地域づくりを推進するため、村内の高齢者・障がい者福祉に関連する職務に従事する者や

障害者虐待防止事業 市町村虐待防止センター の体制整備	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
実施見込み箇所数	1	1	1	1	1	1
実利用見込み者数	0	3	3	0	0	0

関係機関等による「高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク（仮称）」の設置に向けて取り組みます。

② 発達障害児者及び家族等支援事業

この事業は、ペアレントメンターの養成や活動の支援、ペアレントプログラム、ペアレントトレーニングの導入及びピアサポートの推進等を行うことで、発達障害児者及びその家族に対する支援体制の構築を図るものです。そのうち、保護者による子どもの得意・不得意などの特性を理解するため、主に子どもの観察方法を身につけるための支援として「ペアレントプログラム」を実施します。

その他、ペアレントメンター養成やピアサポート活動の推進については、活動を希望する方の声が挙がった際に活動の場の確保と併せて検討することとします。

発達障害児者及び 家族等支援事業 家族のスキル向上支援	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
ペアレントプログラム 開催見込み数	2	1	1	1	1	1
参加見込み者数	13	4	6	6	6	6

(4) サービス見込み量確保のための方策

地域生活支援事業及び地域生活支援促進事業におけるサービスは、市町村でサービスを設定することができるため、地域の障がい者のニーズの把握を行い、利用が望まれているサービスの提供量を増やすように努めるほか、新たなサービスの導入についてもニーズや他のサービスの利用状況等から今後の実施について検討を行い、望まれるサービスの提供が図られるように努めます。

障がい者に関するマーク



視覚障害のある方を表示する国際マーク

視覚障がいを示す世界共通のシンボルマークです。

このマークは、手紙や雑誌の冒頭、あるいは歩行用に自由に使用してよいとされています。



聴覚障害者シンボルマーク（国内マーク）

聴覚障がいの方であることを表す国内で使用されているマークです。

聴覚障がいの方は、見た目には分からないために、誤解されたりするなど、社会生活をするうえで心配が少なくありません。

預金通帳や診察券などにこのマークが貼付されたり、マークを表示された場合は、相手が「聞こえにくい」、「聞こえない」ことを理解し、「手招きして呼ぶ」「大きな声ではっきり話す」「筆談をする」などご協力をお願いします。



オストメイトマーク

人工肛門・人工膀胱を使用している方（オストメイト）のための設備があることを表しています。

オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。



ハート・プラス マーク

「身体内部に障害を持つ人」を表すマークです。

身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、免疫機能）の障害をお持ちの方は外見から分りにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。内部障害の方の中には、電車などの優先席に座りたい、近辺での携帯電話使用を控えてほしい、といったことをじっと我慢されている方がいます。

このマークを着用されている方を見かけた場合は、内部障害について理解し、配慮をお願いいたします。

※このマークは、内部障害の方が自発的に使用するものです。法的拘束力はありません。



ヘルプマーク

内部障害や発達障害、難病、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくすることを目的として、東京都が作成し、平成24年度から導入されています。

また、「ヘルプマーク」は、平成29年7月にJIS（日本工業規格）の案内用図記号（JIS Z8210）に追加され、全国的な広がりが見込まれています。

ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、モノレール・バス内で席をゆずる、声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。

第3章 計画の推進に向けて

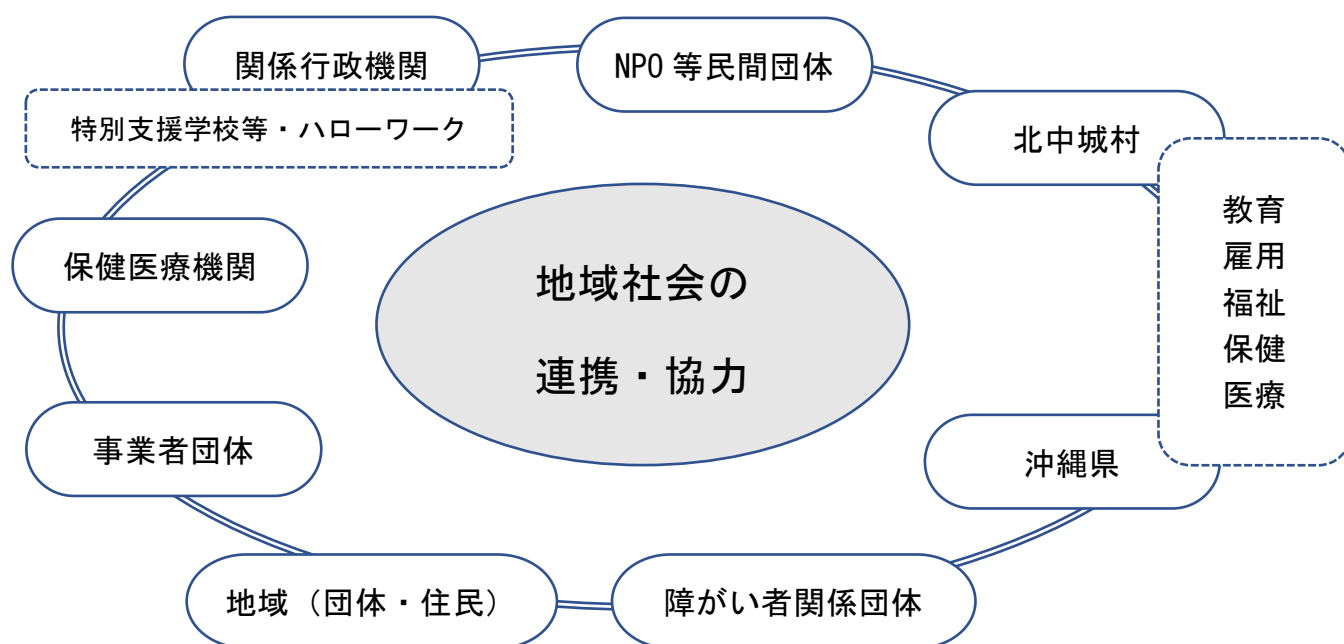
1. 計画の推進体制

(1) 庁内体制

本計画は、事務局である福祉課と各施策の担当課が連携し、全庁が一体となって推進する体制をつくります。

(2) 関係機関や地域との連携体制

本計画の確実な推進を図るために、関係行政機関や社会福祉法人、様々な関係施設並びに地域等の連携強化が必要です。それぞれの役割を認識し、相互に協力することにより、情報の共有、施策展開ができるような連携体制を整えます。



2. 人材の確保・質の向上

相談支援や各種サービスの充実を図るためには、専門職員の確保が重要です。村における専門職員の確保や研修参加等の資質向上だけでなく、事業所においても人材の確保、質的向上が図れるよう、情報交換をはじめとした支援・協力に努めます。

また、行政職員の障がいのある方への理解と人権意識・福祉意識の向上のため、障がいに関する各種研修の充実、ボランティア体験の実施を推進します。

3. 計画の進捗管理

(1) 地域自立支援協議会の活用

本計画は、令和8年に障がい者福祉計画及び障がい児福祉計画の見直しに併せて全体の障がい者計画の見直しを行います。各施策は実施の過程で、新たな課題が発生するものです。

障がい者の多様なニーズや地域の実情に対応した取り組みを行うために、計画の進捗状況を管理していく必要があります。このため、村内の福祉関係機関・団体及び当事者で構成する「地域自立支援協議会」において、各団体等との意見交換会などを実施し、情報の連絡・共有をするとともに、毎年、本計画の評価・点検を行います。なお、評価・点検の際にはPDCAサイクルによる評価・点検に努めます。

(2) 計画やサービスの広報・普及啓発

本計画は、計画書として印刷・発行するほか、村広報誌等を活用して計画の内容の周知を図ります。

また、民生委員・児童委員等、地域人材を通じて、本計画内容や実施するサービス及び施策を、地域住民に紹介してもらうよう連携を図ります。

北中城村 地域自立支援協議会委員名簿

（任期期間：令和４年４月１日～令和６年３月３１日）

	氏 名	所 属	職 名	備 考
1	久高 郁枝	北中城村社会福祉協議会	事務局長	
2	玉栄 治	健康保険課	課長	副会長
3	安里 信美	北中城村民生委員・児童委員協議会	会長	
4	島 和也	地域活動支援センターおきなわ	施設長	
5	伊佐 智樹	障害者支援施設 グリーンホーム	施設長	会長
6	仲田 美和子	北中城村身体障害者協会	会長	
7	島袋 淳	北中城村教育委員会	教育指導主事	

<事務局・庶務>

福祉課長 喜納 啓二

社会福祉係長 大城 裕一

障がい福祉担当 平良 由佳梨、大城 真美、玉城 葵、佐藤 友美（相談支援事業所 地域活動支援センターおきなわ：相談支援専門員）、大城 優（相談支援事業所 ケアステーション Pont：相談支援専門員）

北中城村ゆるキャラ
中（なか）ゆくりん



北中城村ゆるキャラ
城（ぐすく）まーい